

令和 5 年度 就学援助申請書 (兼同意書・委任状)

(受付番号)※教育委員会記入  
役場使用欄

本部町教育委員会 教育長 宛

申請日: 令和 5 年 5 月 2 日

就学援助を申請いたします。申請内容に虚偽または過誤が判明した場合は、認定を取り消されても異議はありません。(※判明時に既に支給されている場合は返金します)

※ご不明な場合はお問合せください

申請者(保護者)	本部 太郎 <b>本</b>	電話番号 (日中連絡可能な番号)	090-1111-1111 (続柄 妻)
申請者住所	〒905-0000 本部町字 東5番地 ○○アパート610号室		

園児・児童・生徒	氏名	世帯主との続柄	生年月日			学校名・学年	教育委員会記入欄
	本部 カツオ	長男	H 20 年 4 月 3 日	本部中 <b>学校</b>	3 年 1 組		
本部 さくら	長女	H 24 年 10 月 30 日	本部小 <b>学校</b>	5 年 2 組			
本部 みどり	次女	H 29 年 7 月 15 日	本部 <b>学校</b>	年 組	すみれ		
			学校	年 組			
			学校	年 組			
			学校	年 組			

※同居家族(同一世帯)以外に世帯外に配偶者(単身赴任等・事実婚含む)がいる場合も記入をお願いします。その場合は勤務先等の欄にご住所・勤務先の記入をお願いします。

上記以外の同居家族(同一世帯)※	氏名	世帯主との続柄	生年月日			勤務先 又は 学校名	収入額 ※教育委員会記入
	申請者(保護者)	本部 太郎	本人	S 52 年 6 月 1 日	〇〇〇〇〇		
	本部 花子	妻	S 54 年 3 月 2 日	専業主婦			
	本部 一郎	父	S 22 年 12 月 10 日	無職			

※特 該当項目がある場合はご記入下さい

ひとり親世帯(離婚・死別・未婚で養育) ※ (児童扶養手当受給: あり・なし)

住居の形態 1 持家(住宅ローン 円/月) **2** 賃貸(家賃 42,000 円/月)

申請理由

該当する番号にまる(○)をつけてください。

①生活保護が停止又は廃止になったため

**②市町村民税が非課税のため**

③その他特段の事情ある場合

③の場合  
 申請する理由・収入・家庭状況を詳しく記入してください。

原則、①②以外は認定されません。

受付印

口座名義人(フリガナ)	金融機関名	支店	種別	口座番号							前年度の就学援助受給	
モトブ タロウ	〇〇銀行	〇〇支店	普通	1	2	3	4	5	6	7	<b>有</b> 無	債権者No 空欄でOK
本部 太郎												

※令和4年度に申請し認定を受けた世帯は、原則令和4年度の申請時と同じ金融機関をご記入ください。

※新規申請者または新しく口座を指定される方は、通帳やキャッシュカードの口座番号等が確認できる面のコピーを添付してください。(ゆうちょ銀行は通帳のみ)

# 同意書・委任状

※感染症対策のため、学校を通じて保護者に申請書を配布しています。提出先は本部町教育委員会です。

- 1 就学援助の認定事務のため、裏面記載の世帯員の住民記録情報、所得・課税状況、児童扶養手当受給状況を閲覧することに同意します。(ただし、令和5年1月1日時点で本部町に住民登録がない方は情報がありませんので、前住所地の市町村から6月1日～6月15日までに令和5年度の所得課税証明書を各自で取り寄せ、教育委員会へ提出してください。※自治体により発行開始日が異なります)
- 2 学校徴収金等を滞納した場合は、就学援助費から差し引いて学校長へ支払いすることに同意します。  
※学校長へ支払いする際に、教育委員会から保護者への連絡は行いません。
- 3 修学旅行費は、学校長の口座に直接振り込むことを委任します。  
※中学校は原則学校長へ振り込みし、小学校は保護者の口座に振り込む場合もあります。
- 4 学校給食費は、給食センターに直接振り込むことを委任します。

令和 5年 5月 2日 保護者氏名

本部 太郎



世帯外の方の口座を指定された場合のみ記入下さい。  
□にチェックをつけて氏名・住所・署名をお願いします

下記の口座名義人へ受取代理人を指定し、指定する口座への振込を委任します。

保護者署名

受取人氏名 ( )  
受取人住所 ( )



## 注意事項

- ・就学援助は、毎年度申請が必要です。
- ・申請書は保護者が直接、教育委員会に提出してください。(学校では受領しません)
- ・申請書の提出期限：令和5(2023)年5月1日(月)～令和5(2023)年5月31日(水)
- ・令和5(2023)年6月1日以降に申請し認定された場合は、申請した翌月からの援助となります。ただし、支給対象にならない援助費目があります。申請期限は令和6(2024)年2月28日までです。

## 支給費目・金額等一覧表

費目	幼稚園児	小学校		中学校		支給時期	支給方法
		1年生	2年生～6年生	1年生	2年生～3年生		
① 新入学用品	R6年度に小学1年生になるため、新入学用品費19,900円を入学前の3月に支給	19,900円 <small>※令和5年度小1で新規に認定された児童に3月に支給 ※令和5年度小1で令和4年度に認定の児童には3月に支給済み</small>	/	22,900円 <small>※令和5年度中1で新規に認定された生徒に8月に支給 ※令和5年度小6で認定された児童に3月に支給 ※令和5年度中1で令和4年度に認定の生徒には支給済み</small>	/	左記のとおり	保護者
② 学用品	/	11,100円	13,270円	21,700円	23,870円	1回目：8月 2回目：3月 ※左記の額を2回に分けて支給	保護者 又は 学校長
③ 修学旅行費	/	修学旅行のある学年 一律5,000円 <small>※自己負担額が5,000円以下の場合は減額</small>		修学旅行のある学年 一律50,000円 <small>※自己負担額が50,000円以下の場合は減額</small>		修学旅行前後	保護者 又は 学校長
④ 学校給食費	※令和5年度は無償化のため、就学援助の認定世帯以外にも原則、保護者の負担はありません。 (認定者は就学援助から給食センターに振込しています)					適宜	給食センター 又は保護者
⑤ 医療費	/	こども医療費に移行しました。 ※こども医療費受給者証で保険診療分については窓口負担なし(中学校3年生までの入院・通院費)で医療が受けられます。				適宜	医療機関
⑥ (オンライン学習) 通信費	/	令和3年4月以降にオンライン学習のために新たに通信費(携帯電話は除く)の契約をした世帯月の通信費の半額(上限)1,000円×(認定月数)※世帯毎 12ヶ月認定期間がある場合最大12,000円				適宜	保護者

## ※教育委員会記入欄※

判定	<input type="checkbox"/> 認定	認定開始月	月	認定(否認)理由	【認定】	備考欄
	<input type="checkbox"/> 否認				① 生活保護が停止又は廃止 ② 市町村民税が非課税世帯 ③ その他 ( )  【否認】 ① 課税世帯のため	